

令和7年度加美町農業委員会  
第10回定例総会議事録

令和8年1月26日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和7年度第10回定例総会 議事録

---

- 1 開催日時 令和8年1月26日(月)午後3時00分～午後4時02分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

#### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第25号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第28号	農用地利用集積等促進計画(案)について

#### 5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山明大
農林課副参事兼農業振興係長	西塚新也

#### 6 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第10回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後3時00分 開会〉

\*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第10回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

\*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 小山京子委員、8番 山本成委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

\*事務局（畠山明大係長） 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和8年1月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり全5件の合意解約について説明 〕

\*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

\*議長（板垣文一会長） はい、2番 畠山委員。

\*2番（畠山智史委員） 申請番号4番についてお尋ねします。農地の管理がされておらず契約不履行ということですが、賃貸借でお金の部分についてはどのような経緯であったか、わかる範囲で教えていただけますか。

\*議長（板垣文一会長） では事務局。

\*事務局（畠山明大係長） 契約は平成11年に行われておりまして、平成15年頃までは利用されていたようですが、平成16年からは別の方が牧草地として耕作しており、賃料の滞り等はなかったと聞いております。

\*議長（板垣文一会長） では、他に質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第21号を終了いたします。

---

日程第5 議案第25号 加美農業振興地域整備計画の変更について

\*議長（板垣文一会長） 議案に入ります前に、説明者として加美町農林課職員の入室を許可いたします。

〈農林課職員入室 午後3時08分〉

\*議長（板垣文一会長） 日程第5、議案第25号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第25号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和8年1月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

\*議長（板垣文一会長） 変更内容につきましては、農林課担当職員から詳細説明をしていただきます。

\*農林課（西塚新也副参事） 農林課農業振興係の西塚と申します。宜しくお願いたします。加美農業振興地域整備計画案の概要について説明いたします。

〔 議案書に記載のとおり農業振興地域整備計画について説明 〕

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第25号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。

ここで農林課職員には退席いただきます。

〈農林課職員退室 午後3時22分〉

---

日程第6 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年1月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり全10件の許可申請について説明 〕

- \* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番、2番について私16番 板垣文一が報告します。
  
- \* 16番（板垣文一委員） 申請番号1番につきましては賃貸借の申請です。1月18日に譲渡人、譲受人にお会いして聴き取り調査を行いました。譲渡人は体力的に農作業が難しくなったということで、同じ地区にお住まいの譲受人へ耕作を依頼するものです。譲受人は、労働力や機械の所有等に問題はなく、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。  
申請番号2番につきましては、売買による所有権移転の申請です。1月18日に譲渡人へは電話で、譲受人にはお会いして聴き取り調査を行い、現地を確認してまいりました。譲渡人は、農地を処分して引っ越したいという意向から、これまで耕作を依頼していた譲受人へ譲るというものです。譲受人は、買い受けた農地の耕作に何ら問題はなく、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。
  
- \* 議長（板垣文一会長） 次に申請番号3番について、10番 青砥美恵子委員お願いします。
  
- \* 10番（青砥美恵子委員） 申請番号3番につきまして、申請地は譲受人の居宅近くの農地で、以前から譲受人が耕作を行っておりました。譲渡人が高齢で売買を希望したため、今回耕作者である譲受人へ所有権移転するものです。現地を確認し、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。
  
- \* 議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号4番、5番について、2番 畠山智史委員お願いします。
  
- \* 2番（畠山智史委員） 申請番号4番については、売買による所有権移転の申請です。1月19日、申請者お二方に電話で聴き取り調査を行い、現地を確認してまいりました。申請地一帯は雑木が生い茂っており畑として利用するには厳しい場所ですが、譲受人は建設業も営んでいるということで、ご自分で重機を所有されており時間はかかりますがここを全て伐採し、畑として利用していきたいという意向でございました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。  
続いて申請番号5番についてですが、売買による所有権移転の申請です。1月17日、譲渡人へは直接お会いして、譲受人には電話にて聴き取り調査を行い、現地を確認してまいりました。譲渡人はご夫婦で多岐にわたり農業を営んでおりましたが、ご自身の年齢や体力的な面を考慮して、適正な規模に縮小したいという意向でした。譲受人はご家族の方が農業をされており、申請地の隣の田を耕作されているということで今回の売買に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） 次に申請番号6番について、今野真優推進委員お願いします。

\*（今野真優推進委員） 1月22日に三浦委員と譲受人のお宅へ伺い、聴き取り調査を行いました。譲渡人は現在加美町には住んでおらず、今後はこちらに戻ってくる予定がないため、以前から耕作を依頼している譲受人へ売買することとなりました。現地は雪が降る前に三浦委員が調査をしており、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号7番、8番について、8番 山本成委員お願いします。

\*8番（山本成委員） 申請番号7番について、1月20日に譲受人にはお会いして、譲渡人へは電話にて聴き取り調査を実施いたしました。譲受人は10年以上前から譲渡人より農地を借り受けて耕作しておりました。申請地は譲受人が耕作する団地の中央に位置しており、団地形成を維持していくために以前から購入を考えていたところ、今回売買の条件が整い申請に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。

続いて申請番号8番について、1月21日に譲受人には直接お会いし、譲渡人へは電話にて聴き取り調査を実施いたしました。申請地は以前から譲受人が耕作を行っており、譲渡人も自身での管理が難しくなってきたため整理したいと考えておりました。今回売買の条件が整ったため申請に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第26号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、11番 猪股弘委員です。11番 猪股弘委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後3時36分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。  
それでは、11番 猪股弘委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後3時37分〉

- \*議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号2番から10番について審議を行います。  
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- \*事務局（畠山明大係長） 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。  
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年1月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

#### 申請番号1～3

申請地は加美町役場の北西約8.2kmに位置し、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。譲受人が北部家畜保健衛生所の指導を受け、県内で畜産している鶏が、鳥インフルエンザに感染した場合の処分用埋却地の必要面積を満たし、市街地から離れ周辺地権者から同意が得られた当該地を選定したものです。家畜伝染病予防法により養鶏用埋却地の確保は義務付けられており、埋却地は農業用施設に該当することからやむを得ないと判断いたしました。

#### 申請番号4

申請地は加美町小野田支所の東約500mに位置し、水管及び下水道管が埋設さ

れている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の教育施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

#### 申請番号5

申請地は加美町宮崎支所の東約1kmに位置し、相当数の街区を形成している区域にある農地のため第2種農地と判断いたしました。譲受人が太陽光発電事業用地として加美町内で数ヵ所選定候補地を調査しましたが、用地費や幹線道路に近く、設置工事が容易なこと、平坦で陽当りが良いこと等を考慮し当該地を選定したものです。申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

[ 議案書に記載のとおり全5件の許可申請について説明 ]

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番から3番について6番 鈴木英明委員お願いします。

\* 6番（鈴木英明委員） 令和7年12月15日に、事務局、山本委員、私で現地調査を行っております。

申請地は山林に囲まれており、家畜保健衛生所の指導のもと適切に埋却処理を行うとのことです。現況を変更する工事は行わないため周辺の農地に支障はなく、許可相当と判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号4番、5番について、9番 高橋秀生委員お願いします。

\* 9番（高橋秀生委員） 1月15日に、畠山係長、田生技師、青砥委員、佐藤推進委員、私の5名で現地調査をして参りました。

まず申請番号4番につきまして、盛土、切土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続いて申請番号5番も同じく、盛土、切土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は自然浸透、年2回の除草を行うため周辺農地への支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

\* 議長（板垣文一会長） はい、2番 畠山委員。

\* 2番（畠山智史委員） 申請番号1番から3番についてお伺いします。まず資金計画についてですが、3名の方から譲り受ける面積と総金額において、だいぶ差がある

ようですがこちらについて事務局でわかっていることがあれば教えてください。

\*議長（板垣文一会長） では事務局。

\*事務局（畠山明大係長） 今回売買により埋却地を確保するものですが、事業資金計画のところに金額が売買金額となっております。売買の金額に関しては、譲渡人と譲受人が話し合いの上合意された金額ということでした。

\*2番（畠山智史委員） わかりました。二つ目ですが、資料の農振用途変更申請図にある埋却地の合計面積が、実際の事業計画の面積と相違しております。議案書を見ると、申請番号2番にある1筆分の面積が含まれていないようなのですが、この部分について説明をお願いします。

\*事務局（畠山明大係長） 申請番号2番のこちらの筆につきましては、台帳上では地目が山林で現況が畑です。添付の図面につきましては、事業者が農振除外申請時に作成したもので、今回の申請の地番については一致しておりません。配置図としてご確認いただくものと、1羽あたり埋却に必要な面積と飼養羽数の資料としてご確認ください。

\*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） はい、4番 菅野委員。

\*4番（菅野守委員） 申請番号1番の12筆のうち2筆が、先程の合意解約で契約不履行になった筆かと思えます。現在他の方が牧草地として利用されているということでしたが、今回の売買に関してお話はされているのですよね。

\*議長（板垣文一会長） では事務局。

\*事務局（畠山明大係長） 転用の申請があった際に改めて農地を確認し、現在利用されている方には、お話を通しております。

\*4番（菅野守委員） ありがとうございます。それから今回鳥インフルエンザのための埋却地ということですが、こちらは概ね何年くらいこの土地に埋却するのですか。もし収容できる量を超えた場合、埋却地を増やしていくものなのか、将来的な展望はどのようになっているかお伺いします。

\*事務局（畠山明大係長） 資料の中で、1羽あたり埋却に必要な面積と飼養羽数の記載がございますが、養鶏所の羽数が埋却できる面積として適切な面積を、家畜保健衛生所の指導のもと算出されております。こちらは現在飼養している羽数1回の埋却分として想定されている面積ですので、再度同じ場所を埋却地として使用できる

かは、その時にならないとわからないということでした。

\* 4 番（菅野守委員） 加美町には他に鳥インフルエンザのための埋却地はあるのですか。

\* 事務局（畠山明大係長） 同じ事業者が以前この近くに農場を作っており、そちらは農場の一部を埋却地にするということで、農場と併せて確保したケースがございます。

\* 4 番（菅野守委員） 実際に埋却されたことはあるのですか。

\* 事務局（畠山明大係長） 今のところ転用申請があった部分に関しては、まだ埋却したという話は伺っておりません。

\* 議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第 8 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

\* 議長（板垣文一会長） 日程第 8、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

\* 事務局（畠山明大係長） 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和 8 年 1 月 26 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[ 議案書に記載のとおり全 7 件の促進計画について説明 ]

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 28 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第

31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参与できない委員は、申請番号3番について、2番 畠山智史委員、申請番号4番について、5番 佐藤健喜委員です。2番 畠山智史委員は申請番号3番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後3時59分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号3番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

それでは、2番 畠山智史委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後4時00分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号4番について審議を行います。5番 佐藤健喜委員は申請番号4番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後4時00分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号4番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

それでは、5番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後4時01分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて、ただいま審議のあった申請番号3番及び4番を除く、申請番号1番から7番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

\*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第10回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後4時02分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和8年1月26日

議長 板垣文一

署名委員 小山京子

署名委員 山本成